

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022 <u>沿革 平成30年2月26日 一部改正</u> （以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鉄道システム）の特約書を次のとおり締結するものとする。	貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00022 （以下「組合」という。）と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（鉄道システム）の特約書を次のとおり締結するものとする。	
（付保対象等） 第1条 組合は、附帯別表第1記載の輸出者、仲介貿易者又は技術提供者（以下「輸出者等」という。）のために、輸出者等が 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第2に掲げる契約（以下「対象契約」と総称する。）のすべてについて、それぞれ締結後、原則として対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険契約の申込みをし、日本貿易保険は当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について輸出者等の受ける損失を貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 ただし、組合と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00059。以下「外貨建特約書」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 2 （略） <u>3 第1項の規定にかかわらず、対象契約が附帯別表第6第2項、第3項又は第4項に該当する場合は、組合は、保険契約の申込みを要しない。ただし、当該対象契約について輸出者等が保険契約の締結を希望する場合は、この限りでない。</u>	（付保対象等） 第1条 組合は、附帯別表第1記載の輸出者、仲介貿易者又は技術提供者（以下「輸出者等」という。）のために、輸出者等が 年 月 日から 年 月 日までの期間（以下「特約期間」という。）に締結した附帯別表第2に掲げる契約（以下「対象契約」と総称する。）のすべてについて、それぞれ締結後、原則として対象契約の締結の日の属する月の翌月の末日までに日本貿易保険に対して保険の申込みをし、日本貿易保険は当該申込みに基づいて保険契約が締結された対象契約について輸出者等の受ける損失を貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 ただし、組合と日本貿易保険との間で締結する保険契約について、貿易一般保険（外貨建対応方式）特約書（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00059。以下「外貨建特約書」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。 2 （略）	
第2条～第3条 （略）	第2条～第3条 （略）	

新	旧	備考
(てん補範囲等) 第4条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険契約の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条第1号、第2号及び第4号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第3に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。 2 日本貿易保険は、前項に基づく保険契約の締結から損失発生までのいずれかの時点において、対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第4条第11号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、当該損失についてのてん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合はこの限りでない。 一～四 (略) 3～6 (略)	(てん補範囲等) 第4条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条第1号、第2号及び第4号のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第3に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。 2 日本貿易保険は、前項に基づく保険契約の締結から損失発生までのいずれかの時点において、対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項及び次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、約款第4条第11号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。ただし、当該損失についてのてん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合はこの限りではない。 一～四 (略) 3～6 (略)	
第5条 (略)	第5条 (略)	
(対象契約の内容の変更等) 第6条 組合は、輸出者等が保険契約の締結がなされた対象契約に、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033）又は貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00034）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内、かつ、内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。以下同じ。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2 約款第22条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第6第1項又は第4項に該当する	(対象契約の内容の変更等) 第6条 組合は、輸出者等が保険契約の締結がなされた対象契約に、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033）又は貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件）手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00034）に規定する重大な内容変更等を行ったときは、約款第22条第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等のあった日から1月以内、かつ、内容変更等通知期限（約款第22条第1項に規定する内容変更等通知期限をいう。以下同じ。）までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2 約款第22条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第6第1項又は第2項に該当する	

新	旧	備考
場合は、輸出者等は、約款第22条第3項の規定に基づき、日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならないものとし、当該承認を受けた対象契約については、前項に従うものとする。ただし、重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第6第1項に該当する場合であって、かつ当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わない範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、組合は、前項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について書面で通知しなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第6第2項に該当する場合であって、保険契約の変更を希望するときは、輸出者等は、約款第22条第3項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならない。ただし、当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わない範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、この限りでない。 4 <u>前3項の規定にかかわらず、保険契約の締結がなされた対象契約が附帯別表第6第3項に該当する場合は、対象契約に当該重大な内容変更等を行ったときにおいても、保険契約の変更を要しない。ただし、輸出者等が保険契約の変更を希望するときは、前3項の規定に従うものとする。</u> 5 第1項及び第2項の規定に基づく輸出者等の日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要するもののうち、別に定める規定に基づき日本貿易保険が承認したものについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同各項の規定は適用しないものとする。	場合は、輸出者等は、約款第22条第3項の規定に基づき、日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならないものとし、当該承認を受けた対象契約については、前項に従うものとする。ただし、重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第6第1項に該当する場合であって、かつ当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わない範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、組合は、前項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について書面で通知しなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、当該重大な内容変更等を行った後の対象契約が附帯別表第6第3項に該当する場合であって、保険契約の変更を希望するときは、輸出者等は、約款第22条第3項の規定に基づき、当該重大な内容変更等について日本貿易保険に対して事前の承認申請をしなければならない。ただし、当該重大な内容変更等が内容変更等通知期限の変更を伴わない範囲内での保険期間の延長のみに該当するときは、この限りでない。 4 第1項及び第2項の規定に基づく輸出者等の日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要するもののうち、別に定める規定に基づき日本貿易保険が承認したものについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同各項の規定は適用しないものとする。	
第7条～第8条 （略）	第7条～第8条 （略）	
（保険料の返還等） 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。 一 保険契約の申込み前に約款第4条各号のいずれかに該当する事由（<u>保険契約の申込みの当時</u>保険契約者が存在することを知っていた	（保険料の返還等） 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、保険契約は締結のときにさかのぼって効力を失うものとし、既に保険料が納付されていた場合は、日本貿易保険は、当該納付に係る保険料を返還する。 一 保険の申込み前に約款第4条各号のいずれかに該当する事由（保険の申込みの当時保険契約者が存在することを知っていた事由を除	

新	旧	備考
事由を除く。)が生じた場合において、組合がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。 二 (略) 2～5 (略)	く。)が生じた場合において、組合がその事実を知って遅滞なく書面で保険契約の解除を通知したとき。 二 (略) 2～5 (略)	
第10条～第17条 (略) <u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年4月1日から実施する。</u>	第10条～第17条 (略)	
附帯別表第1～附帯別表第2 (略)	附帯別表第1～附帯別表第2 (略)	
附表1及び附表2 (略)	附表1及び附表2 (略)	
附帯別表第3 次に掲げる対象契約 1 日本貿易保険が別に定める国又は地域を仕向地又は決済地とする対象契約 2～5 (略)	附帯別表第3 次に掲げる対象契約 1 日本貿易保険が別に定める国を仕向地又は決済地とする対象契約 2～5 (略)	
附帯別表第4～附帯別表第5 (略)	附帯別表第4～附帯別表第5 (略)	
附帯別表第6 1 2年未満案件のうち附帯別表第3第1項から第4項までのいずれかに該当する対象契約であって、日本貿易保険が別に定める基準において、<u>保険契約の申込み</u>を要すると定めているもの <u>2</u> 2年未満案件のうち附帯別表第3第1項から第4項までのいずれかに該当する対象契約であって、<u>前項</u>以外のもの	附帯別表第6 1 2年未満案件のうち附帯別表第3第1項から第4項までのいずれかに該当する対象契約であって、日本貿易保険が別に定める基準において、<u>保険申込み</u>を要すると定めているもの <u>2</u> <u>2年以上案件</u> <u>3</u> 2年未満案件のうち附帯別表第3第1項から第4項までのいずれかに該当する対象契約であって、<u>第1項</u>以外のもの	

新	旧	備考
<u>3 2年未満案件のうち附帯別表第3第1項から第4項までのいずれにも該当しない対象契約であって、日本貿易保険が別に定める基準において、輸出者等が保険契約の締結を希望しない限り保険契約の申込みを要しないと定めているもの</u> <u>4 2年以上案件</u>		